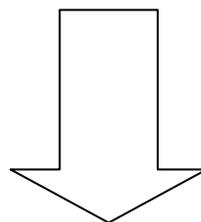


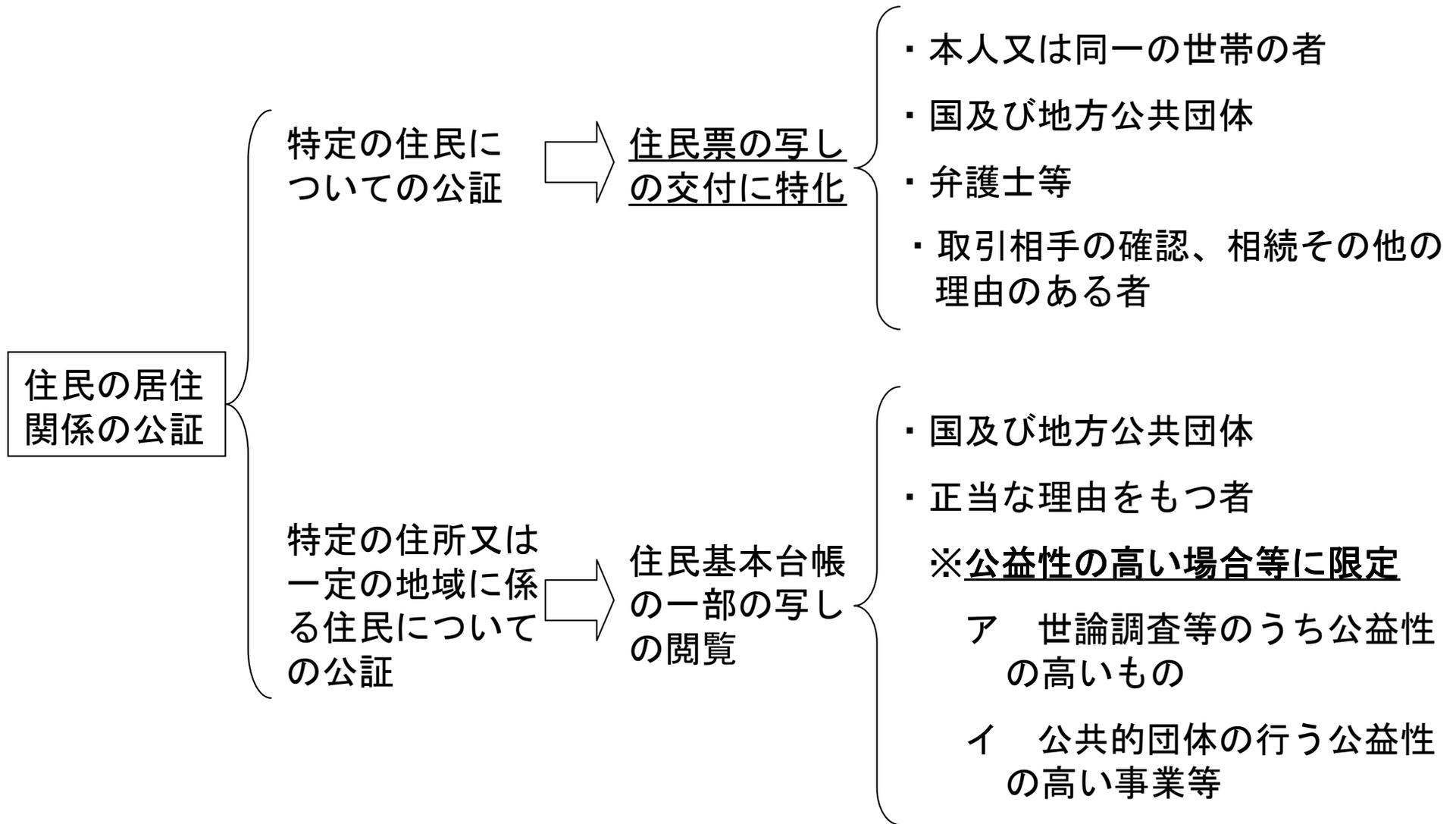
# 住民基本台帳の閲覧制度の見直し

何人でも閲覧を請求できるという  
現行の閲覧制度は**廃止**



国及び地方公共団体、正当な理由  
(公益性の高い場合等)をもつ者のみ  
閲覧請求できるという制度として**再構築**  
(審査手続の整備等)

# 住民の居住関係の公証制度の見直し



# 審査の厳格化及び選挙人名簿抄本の閲覧制度の見直し

○閲覧の審査 →

- ・ 審査手続の整備、個人情報管理・廃棄について審査
- ・ 閲覧した者を原則公表
- ・ 閲覧した情報の管理について報告を求める規定を整備
- ・ 不正な目的での閲覧や目的外利用が判明した場合に過料に処すこと等（不正閲覧等の公表、刑罰）を検討

○住民票の写し及び戸籍の附票の写しの交付  
身分証明書の提示等本人確認を厳格化等  
職務上請求の手続の明確化

○選挙人名簿抄本の閲覧制度  
公益性の高い調査については、政治・選挙に関するものに限定  
住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度に準じて手続等を整備